

平成 19 年度児童福祉専門分科会における
「児童館・児童センター等の利用料について」の審議経過

第 1 回分科会 平成 19 年 6 月 4 日

○状況及び導入の目的の説明

平均で約 3 千円のおやつ代を、ほとんどの館において保護者から自主的に徴収している。このおやつ代については、かなり以前から各館の運営委員会等で決めて徴収してきているため、地区により額に差異がある。

長野市では財政構造改革プログラムの推進を図る中、受益者負担の適正化を図るため、行政改革推進局を中心に、行政サービスに係る受益者負担の基準について検討が進められている。こうした中、平成 18 年度から指定管理者制度を取り入れた児童館・児童センター、また、児童クラブについては、年々登録児童数が増加してきており、運営費等の財政負担も年々増加してきている。現在、児童館等においては、おやつ代等を除き利用料は無料となっているが、行政サービスの公平性を確保するため、また、利用者へのより一層のサービスの向上を図るため、利用料を導入するもの

○他中核市の状況説明…別紙 1

○検討に向けてのスケジュールの説明

- ・ 社会福祉審議会への諮問 6 月 4 日
- ・ 平成 19 年度中の答申予定
- ・ 平成 20 年度中に、答申を踏まえ市の方針を決定し、保護者及び関係者へ説明
- ・ 平成 21 年 4 月から利用料の導入（導入する場合）

第 2 回分科会 平成 19 年 7 月 30 日

○保護者アンケートの結果について提示、説明…別紙 2

- ・ アンケートの結果 回答 3,154 名 4 月登録児 5,043 名
回収率 63%（兄弟関係を加味すると、およそ 7 割）
- 負担に対する考え方…「ある程度の負担はやむを得ない」70%
「最低限の負担が望ましい」22%
「現行どおり」4% 「無回答」4%
- 費用負担額 … 2 千円以下 4% 2～3 千円 50% 3～4 千円 25%
- 時間延長 … 現状（土・長期休み 8：30～18：00）でよい 54%
開館時間を早める（8 時以前） 27%
閉館時間を延ばす（18 時半以降） 30% ※一部複数回答

～この間、「長野市版放課後子どもプラン」について推進委員会で審議を行っており、放課後における児童の安全で安心な居場所作りとして、児童館等の放課後児童健全育成事業もこのプランに組み込んで一体的な運営を目指すこととされたため、利用料導入についても、プランを踏まえた上での審議が必要となってきたことから、概要が固まるまで、本審議については見合わせた ～

第3回分科会 平成19年12月21日

- 「放課後子どもプラン」概要の説明…パワーポイントにより
- 放課後子どもプランの策定に伴い、全児童対策分に係る利用料について、分科会において審議中の児童館等の利用料と併せて審議いただくことを依頼し、了承
- 利用料導入に伴う課題点の確認

第4回分科会 平成20年1月30日

○課題点について提示

- ・児童館等施設の減価償却費の反映の有無
- ・独立施設である児童館、センターと、主に学校内施設である児童クラブの取扱い
- ・「長野市版放課後子どもプラン」の策定に伴い、留守家庭児童対象の児童館等と、全児童を対象とした分の料金格差の取扱い
- ・減免規定の取扱い（所得、生活保護、兄弟減免他）
- ・延長料金制の有無
- ・定額制とするか利用日数制とするか
- ・未納対策

※平成20年度から「放課後子どもプラン」としてスタートするモデル校区の実施状況も踏まえた検討が必要なため、引き続きの継続審議とする。

今年度の予定

※今年度「放課後子どもプラン」モデル地区としてスタートした「浅川」「信田」「更府」「大岡」小学校区の実施状況を踏まえ、それぞれの課題について方向性を出し、併せて導入の有無、導入する場合の具体的金額について、審議を予定

平成20年6月2日 第1回分科会
7月中旬 第2回分科会
8月下旬 第3回分科会

以降、審議状況を踏まえながら分科会を開催し、概ね12月頃までに答申をいただき、その答申を踏まえて市の方針を決定していく。